

令和6年度 サクラスイルミネーション設置等業務プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和6年度 サクラスイルミネーション設置等業務(以下「本業務」という。)を委託する事業者を選定するための企画提案について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めるものである。

1 目的

市制施行70周年を記念して、鹿島市民文化ホール「サクラス」においてイルミネーション事業を実施することにより、新たなまちの賑わいを創出することを目的とする。

また、当市は環境都市として、「夜景」×「観光」×「環境」による三方良しの新時代を目指し、人にも地球にも優しい環境配慮型イルミネーションの提供を通じて、鹿島の魅力発信と更なる脱炭素社会の構築を目指す。

2 業務名

令和6年度 サクラスイルミネーション設置等業務

3 契約期間

契約締結日から令和7年1月 17 日(金)まで

4 委託料の上限額

2,200,000 円(消費税及び地方消費税含む)

5 業務内容

別紙「令和6年度 サクラスイルミネーション設置等業務」(以下「仕様書」という。)のとおり

6 プロポーザル参加資格基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる基準をすべて満たす者とする。ただし、契約締結日までの間に当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 過去1年以内に同様の事業の実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (4) 契約締結までの間に、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」その他の国、地方自治体の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 納税すべき国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (6) 鹿島市暴力団排除条例(平成24年鹿島市条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団員等ではないこと。

7 実施スケジュール(予定)

内容	日程・期限
手続開始の公告(公募開始)	令和6年10月1日(火)
仕様書等に関する質問表の提出期限	令和6年10月7日(月)17時まで
// への回答	令和6年10月9日(水)まで随時
参加申込書の提出期限	令和6年10月11日(金)17時まで必着
参加資格確認結果通知書送付(提案者の決定)	令和6年10月15日(火)
企画提案書、見積書の提出期限	令和6年10月22日(火)17時まで必着
書類審査・ヒアリング	令和6年10月25日(金)
審査結果通知発送及び公表	令和6年10月29日(火)予定
業務委託契約の締結	令和6年11月1日(金)予定

8 手続き等

(1) 問い合わせ

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

鹿島市役所 広報企画課 (TEL)0954-63-2101 (FAX)0954-63-2129

(メール) kikaku@city.saga-kashima.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から鹿島市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/>)

(3) 仕様書等に関する質問表(様式2)の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年10月7日(月)17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 電子メールで提出

(4) 質問表(様式2)に対する回答

令和6年10月9日(水)までに鹿島市ホームページにて回答を公表する。

(5) 参加申込書(様式1)の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年10月11日(金)17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 持参または郵送で提出

④ 添付資料 参加申込書に記載の雑誌の最新号

(6) 参加資格確認結果通知書送付(提案者の決定)

令和6年10月15日(火)までに電子メール及び同日発送の郵便で通知する。

(7) 企画提案書、見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年10月22日(火)17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 広報企画課

③ 提出方法 持参または郵送で提出

9 優先交渉権者の選定方法等

- (1) 審査は、企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。ただし、必要に応じヒアリングを実施する。
- (2) 提出された企画提案書を「10.評価基準等」に定める基準に基づき選考委員会により審査し、合計点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。なお、同点の場合は選定委員会にて協議の上、決定する。
- (3) 審査結果は、令和6年10月29日(火)(予定)に応募者全員に対して電子メールで通知する。

10 評価基準等

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の着目点	配点
企画提案書の内容	業務の目的を十分に理解した提案となっているか。	10
	コンセプトに沿い、環境への効果が期待できる内容となっているか。	15
	SNSでの情報拡散を促すような内容となっているか。	10
	サクラスの新たな魅力を感じられる内容となっているか。	10
	仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか。その内容は現実的かつ業務の成果を高めるために有効なものか	15
	業務にかかる経費の積算は適切か。	5
実施体制等	国や自治体が発注する同種又は類似・関連業務の受託実績があるか。	15
	業務量が具体的に検討され、適切な実施体制及びスケジュールとなっているか。	5
今後の提案	市の政策にあった環境配慮型イルミネーションの今後の展開の提案がなされているか。	15
合 計		100

11 契約等

(1) 契約先

審査の結果、合計点が最も高い事業者と契約の交渉(提案書等の修正協議を含む。)を行う。なお、辞退その

他の理由で契約ができない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 「6 プロポーザル参加資格基準」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ スケジュールに記載している提出期限を過ぎて提出をした場合
- ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑦ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

12 審査結果の通知・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、優先交渉権者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

13 契約手続等

選定された優先交渉権者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

14 その他

- (1) 本実施要項に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出後の書類の差し替えや修正、追加等は認めない。ただし、市から要請があったものについてはこの限りではない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、鹿島市情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。